

令和7年9月24日

各県立学校長様

豊かな心と身体育成課長

「自転車を安全・安心に利用するために一自転車への交通反則通告制度
(青切符)の導入―【自転車ルールブック】」の周知について(通知)

このことについて、広島県警察本部交通部交通企画課長から別紙写しのとおり依頼がありました。

これまでも、令和6年10月7日付豊かな心と身体育成課長依頼「改正道路交通法等の施行を見据えた自転車等の安全利用促進等に関する交通安全教育への協力について」及び令和7年3月25日付豊かな心と身体育成課長通知「自転車の安全利用等について」により、自転車の安全利用促進等に取り組んでいただいているところですが、道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)が令和8年4月1日から施行され、自転車の違反に対して交通反則通告制度が導入にされるに当たり、「自転車ルールブック」を活用するなどして、引き続き、自転車の安全利用促進等に努めてください。

警察庁ホームページ

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/index.html>

広島県警察ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/jitensya-rule.html>

担 当 健康教育係

電 話 (082)513-5036 (ダイヤルイン)

(担当者 田中)



令和7年9月12日

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部
豊かな心と身体育成課長様

広島県警察本部
交通部交通企画課長

「自転車を安全・安心に利用するために―自転車への交通反則通告制度
(青切符)の導入―【自転車ルールブック】」の周知について(依頼)

初秋の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
平素から、児童・生徒の交通事故防止のための取組をはじめ、警察行政各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)が令和8年4月1日から施行され、自転車の違反に対して交通反則通告制度が導入にされるに当たり、自転車の安全・安心な利用を図るため、警察庁が自転車の基本的な交通ルールと警察の交通違反の指導取締りの基本的な考え方についてとりまとめた標記資料を作成し、ホームページ上に公表しました。

県警においても、警察庁が作成した資料【自転車ルールブック】を広島県警察のホームページに掲載するとともに、同ホームページへアクセス可能なQRコードを記載した広報紙を作成するなど同資料の周知について取り組んでいるところでございます。

つきましては、添付の広報紙について貴教育委員会の管轄する高等学校等に配信するなどして、警察庁作成資料【自転車ルールブック】の周知について、各学校への御連絡、周知への指導等の御協力をお願いいたします。

警察庁ホームページ

[〈https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/index.html〉](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/index.html)

広島県警察ホームページ

[〈https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/jitensya-rule.html〉](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/jitensya-rule.html)

〔 本件担当 交通部交通企画課
自転車小型モビリティ担当係長
電話番号 (082)228-0110 (内線5026) 〕

自転車を利用される皆様へ

青切符

自転車の交通違反に対し 反則通告制度（青切符）を適用 ～令和8年4月1日から～

↓詳しくはこちら↓



【広島県警HP】

道路交通法の改正により、自転車の交通違反に対する反則通告制度（青切符）の導入について、令和8年4月1日から施行されることが決まりました。

反則通告制度（青切符）とは・・

道路交通法違反のうち、信号無視や指定場所一時不停止など比較的軽微であり、警察官が現認可能で定型的な違反を対象に、違反者が反則金を納めれば刑事罰を科さない制度です。

酒気帯び運転や酒酔い運転、あおりなどの妨害運転など悪質な違反は、従来通り、刑事罰の対象となる交通切符（赤切符）で対応します。

また、反則通告制度は16歳以上の者を対象としております。

《主な違反と反則金額》

携帯電話使用（保持）	1万2千円
信号無視	6千円
通行区分違反（逆走等）	6千円
指定場所一時不停止	5千円
公安委員会遵守事項違反（傘さし運転等）	5千円
並進、二人乗り	3千円

Q&A

Q 自転車の全ての交通違反が検挙されるのですか？

A 現状では警察官が自転車の交通違反を認知した際、警告に従わない場合や、歩行者や他の車両に危険を及ぼした場合など、悪質・危険な違反に対して検挙を行い、それ以外の違反については現場で指導警告を行っており、これは、青切符の導入後も変わりません。

Q 検挙された場合、運転免許停止などの処分がありますか？

A 運転免許を有している者が自転車で交通違反した場合でも、運転免許の点数が付されることはありません。しかし、その違反が酒気帯び運転やひき逃げなど特に悪質・危険な交通違反の場合、点数に関係なく運転免許の効力が停止されることがあります。

広島県警察